

農 整 第 4 7 号

平成26年2月 4日

富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長



「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価について」
の運用に係る特例措置について

このことについて、農林水産省大臣官房経理課長より「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置」が通知されたことに伴い、県においても下記のとおり運用することとしたので通知します。

記

1 特例措置の内容

「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）が決定され、平成25年度公共工事設計労務単価において定められた公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で4.2%上昇した。

これに伴い、国において以下の特例措置（1）、（2）を定め、工事の受注者に対し請負代金額の変更契約を行うこととなった。

特例措置（１）

・平成 27 年 2 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

特例措置（２）

・平成 27 年 1 月 31 日以前に契約を締結した工事のうち、2 月 1 日において工期の始期が到していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 2 5 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け 25 経第 1077 号大臣官房経理課長通知）
1.（１）及び 2. から 8. まで〔4.（３）を除く。〕の規定を準用するものとする。